

一時預かり事業利用にあたっての感染症に関する確認事項

杉並区子ども家庭部地域子育て支援課

下記の感染症の症状がある、または罹患後、下記の期間を経過、もしくは、医師から感染の恐れがないと認められていない場合は、お子さんをお預かりできません。

あらかじめご了承ください。

感染症名	期間
新型コロナウイルス感染症	発症（※）（または陽性判明）から5日かつ解熱後1日を経過するまで ※急な発熱、全身倦怠（からだのだるさ）、悪寒（さむけ）などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。
インフルエンザ	発症（※）から5日かつ解熱後3日を経過するまで
以下、医師より感染のおそれがないと認められるまで（記載内容は目安）	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ、ムンプス）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失しており医師において感染のおそれがないと認められるまで
百日咳	特有の咳が消失していること、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで。ただし、5歳未満児は2回以上連続で便から菌の排泄がなく全身状態が良好になるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタウイルス感染症）	下痢嘔吐症状が治まり、普段の食事が摂れること
溶連菌感染症	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病・ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れること
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態がよいこと
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで
突発性発しん	解熱し機嫌がよく、全身状態がよいこと

引用資料：保育所における感染症ガイドライン（こども家庭庁 2018年改訂版 2023年5月一部改訂）

令和5年7月 作成